

施設等清掃業務・共通仕様書

- I. 件 名 施設の管理・運営業務（施設等清掃業務）
- II. 業務場所
- a 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構本部及び中央農業総合研究センター（詳細は「特記仕様書1」）
茨城県つくば市観音台3-1-1
 - b 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所及び花き研究所（詳細は「特記仕様書2」）
茨城県つくば市藤本2-1
 - c 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所（詳細は「特記仕様書3」）
茨城県つくば市池の台2
 - d 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（詳細は「特記仕様書4」）
茨城県つくば市観音台3-1-5
 - e 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所（詳細は「特記仕様書5」）
茨城県つくば市観音台2-1-6
 - f 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所（詳細は「特記仕様書6」）
茨城県つくば市観音台2-1-12
 - g 国立研究開発法人農業生物資源研究所（詳細は「特記仕様書7」）
茨城県つくば市観音台2-1-2
 - h 国立研究開発法人農業環境技術研究所（詳細は「特記仕様書8」）
茨城県つくば市観音台3-1-3
 - i 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（詳細は「特記仕様書9」）
茨城県つくば市大わし1-1
 - j 独立行政法人種苗管理センター（詳細は「特記仕様書10」）
茨城県つくば市藤本2-1

- III. 業務期間 自 平成28年4月 1日
至 平成31年3月31日

- IV. 業務概要 研究本館等について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第71条の2の規定に基づき、職場環境を快適な状態に維持するための措置として本業務を行う。

- V. 共通事項
特記仕様書に特段の記載が無い限り、以下のとおりとする。また、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修版）に準じ清掃を行うこと。

1. 施設等清掃業務は、一般清掃、定期清掃（ワックス塗布、ガラス清掃等）の各作業を特記仕様書1～10に従い実施すること。
2. 清掃箇所、面積及び回数は、特記仕様書1～10のとおりとする。汚れが目立つ場合は、即刻清掃すること。また、臨時に新たな清掃が必要になったときは、その旨を各法人等の担当者（以下、「担当者」という。）に報告し指示を受けること。
3. 作業時間は、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下「休日」という。）を除き、原則として午前8時30分から午後5時15分の間とすること。ただし、執務等の都合により、定期清掃等について上記時間内に行えない場合には、休日等を実施することができるものとし、実施日については担当者と打合せの上決定すること。
4. 清掃に必要なとする作業機材、洗浄用洗剤、塗布剤、剥離洗剤等消耗品類は、受注者の負担とし、用途に適した品質良好なものを使用すること。ただし、発注者側職員の使用

するトイレットペーパー、便座用シートペーパー、ゴミ袋、防臭剤、水石鹼及び作業に必要な光熱水料は、発注者の負担とする。

5. 受注者は、毎日、作業終了後に清掃済確認簿（別紙）により作業終了報告をし、担当者の確認印を受けることとし、清掃が不備の場合は、速やかに担当者の指示のもとにやり直すこと。
6. 受注者は、毎日の作業終了報告のほか、毎月の業務が完了した場合は、清掃済確認簿（別紙）を翌月の5日までに提出すること。

VI. 共通清掃作業要領

1. 一般清掃

(1) 玄関、ロビー、廊下、階段、会議室、居室等

1) 床清掃

- ① 弾性床(ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル等)・硬質床(陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル等)

自在箒、フロアダスター、真空掃除機等で塵芥を除去し、集めた塵芥は所定の場所へ搬出すること。除塵後、床全面をモップで丁寧に水拭きすること。汚れの程度によっては洗剤を使用し清掃すること。

- ② 繊維床(カーペット、じゅうたん等)

自在箒、フロアダスター、真空掃除機等で塵芥を除去し、集めた塵芥は所定の場所へ搬出すること。また、シミが有る場合は、水溶性、油溶性等しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてシミを取ること。

- 2) 喫煙所等の灰皿処理は、たばこの吸殻等内容物を除去し、塵芥集積場へ搬出すること。また、灰皿は洗浄すること。
- 3) ホール等の共用部分の屑入れは、内容物を除去し、塵芥集積場へ搬出すること。
- 4) 扉、手摺等の金属部分は、適宜乾拭き又は水拭きし、汚れの程度によっては洗剤を使用し清掃すること。

(2) 湯沸室等

- 1) 流し台、ガス台及びレンジ周辺は水拭きとする。また、汚れが甚だしい場合は、適正洗剤を用いて洗浄すること。
- 2) ゴミ容器は、内容物を除去し塵芥集積場に搬出すること。また、茶殻入れ及びゴミ容器は洗浄し、常時清潔を保つこと。

(3) 便所・洗面所等

- 1) 床面は、日常モップによる水拭きとし、週1回以上洗剤等により床面を清掃する。
- 2) 水石鹼、トイレットペーパー、便座用シートペーパー、防臭剤等は、空にならないよう補充すること。
- 3) 屑入れ、汚物入れの内容物を回収し、指定場所へ搬出すること。容器に汚れがあるときは洗浄すること。
- 4) 洗面台を清掃し、鏡を拭きあげること。
- 5) 扉、間仕切り、壁面等は拭き掃除を行い、汚れがないように保つこと。
- 6) 衛生陶器は専用洗剤を用いて洗浄し、拭き上げること。
- 7) 便所・洗面所の資機材は他と区別して専用のもを用いること。

(4) シャワー室・脱衣室

- 1) 硬質床についてはデッキブラシにて拭き清掃を行い、弾性床については真空掃除機にて吸塵後、拭き清掃を行う。
- 2) 洗面台、水栓、シャワー金具、脱衣箱、脱衣かごの拭き清掃をすること。
- 3) 鏡はタオル等にて水拭きを行い、乾拭きをして仕上げること。
- 4) 屑入れの内容物を回収し、指定場所へ搬出すること。
- 5) 衛生消耗品は、空にならないよう補充すること。
- 6) 排水口のごみを収集し、指定場所へ搬出すること。

(5) ゴミ搬出

各集積場所からゴミを回収し、指定場所へ搬出すること。

2. 定期清掃

(1) ワックス塗布

除塵後、洗剤等を用い入念に汚れを除去した後、床面にあったワックスを塗布し、乾燥させること。

(2) ガラス清掃

以下の作業を行うこと。両面清掃を原則とする。

- 1) ガラス面に適正洗剤を塗布し、汚れを除去して、窓用スクイジーで汚水を除去する。
 - 2) ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。
 - 3) ガラス周りのサッシをタオルで拭き取る。
 - 4) 雨天、及び強風の日は避けて、汚れ、くもりや虫類等が残らないようにする。
- (3) 写真等
業務完了後は、業務経過のわかる写真等（実施前、業務中、完了後）を1部提出すること。

VII. 業務実施上の留意事項

1. 受注者は、業務遂行にあたるため、受注者の職員である者1名を現場責任者又は現場責任者代理（以下「現場責任者等」という。）として配置することとし、現場責任者等は、担当者と綿密な連絡を取りながら業務を行うこと。また、現場責任者等は担当者の承認を得ること。
2. 受注者、並びに受注者の職員は、業務の遂行にあたって善良な管理者の注意をもって作業を行うこととし、本契約書、仕様書、要領に従い全責任を負うこと。
3. 受注者、並びに受注者の職員は、業務の遂行にあたって、十分な資質をもった者を派遣し、適切な業務を行うこととし、事前に従業員の身分を明らかにした書類を提出すること。
4. 受注者、並びに受注者の職員は、業務遂行中には外来者及び職員に対し、言語動作等に留意し、不快感を与えないよう接すること。
5. 受注者、並びに受注者の職員は、清潔な作業衣を着用し、従業員の氏名を記入した名札を付けること。
6. 灰皿（吸い殻入れ）の処理については、特に火災防止に十分注意すること。
7. 現場責任者等は、清掃作業のほかに、本業務の遂行にあたっての全般的な計画、調整、実施、監督及び担当者との連絡調整等業務を行うこと。
8. 受注者の職員の控室及び用具置場は、発注者が指定する場所とすること。
9. 受注者、並びに受注者の職員は、業務の遂行中作業の異常又は事故が発生したときは適切な処置を行い、速やかに担当者に書面をもって報告すること。ただし、軽微な場合にあっては、口頭での報告とする。
10. 作業計画は、実施前に担当者と打合せのうえ、工程・安全対策等の内容が分かるものを提出すること。
11. 本作業を遂行するにあたり、安全には十分な注意をすること。特に、高所作業箇所、自動ドア等については、危険が伴うため、梯子、ロープ等で足場を固定する等安全に留意し業務を実施すること。
12. 必要に応じ作業が行われている旨、看板等で標示し注意を呼びかけること。
13. 本仕様に記載のない事項について疑義が生じたときは、速やかに発注者に通知し確認するものとする。

清 掃 済 確 認 簿 (平成 年 月 分)

担当者

殿

会社名：

確認者認め印/日																																		
清掃箇所	場所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	部屋名等																																	
現場責任者等印																																		

○毎日 △週1回 □月1回等、法人(研究所)毎の清掃回数により適宜追加する。

施設等清掃業務特記仕様書

目次

a 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 本部及び中央農業総合研究センター	437
b 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 果樹研究所及び花き研究所	438
c 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産草地研究所	439
d 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所	440
e 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所	441
f 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所	442
g 国立研究開発法人農業生物資源研究所	443
h 国立研究開発法人農業環境技術研究所	445
i 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	446
j 独立行政法人種苗管理センター	447

施設等清掃業務・特記仕様書 1

1. 研究所名等 本部及び中央農業総合研究センター
2. 業務場所 茨城県つくば市観音台3-1-1【本部地区】
茨城県つくば市観音台2-1-18【A地区】
茨城県つくば市観音台1-31-1【B地区】
茨城県つくばみらい市日川1361【谷和原水田圃場地区】
茨城県つくばみらい市田村1834-1【谷和原畑圃場地区】
- 地区・建物名 【本部地区】
第1研究本館
圃場管理棟
作物ゲノム育種実験施設
試料調査棟
畑作物品質制御共同実験棟
バイオマス資源エネルギー産学官共同開発研究施設
環境保全型病害虫防除技術開発共同実験棟
研究技術情報棟
食と農の科学館
作物品質評価実験棟
機構本部棟
植物工場
- 【A地区】
第2研究本館
抵抗性育種実験棟
作物防疫実験棟
海外侵入有害生物危険度評価実験棟
- 【B地区】
作業技術実験棟
機械化特性実験棟
萌芽研究推進共同実験棟
谷和原水田圃場地区
圃場管理棟
谷和原畑圃場地区
圃場管理棟
3. 一般清掃 仕様書（共通）のとおり（清掃箇所、面積及び回数は、清掃業務内訳表並びに図面のとおり）。
4. 定期清掃 仕様書（共通）のとおり（清掃箇所、面積及び回数は、清掃業務内訳表並びに図面のとおり）。なお、清掃業務内訳表に示す年2回のワックス塗布の時期は、6月及び12月とする。また、年1回のワックス塗布の時期は12月とする。
5. その他 上記及び仕様書（共通）の他、清掃業務内訳表・図面等に別途記載がある場合は、当該記載事項についても実施すること。

施設等清掃業務・特記仕様書 2

1. 研究所名等 果樹研究所及び花き研究所

2. 業務場所 茨城県つくば市藤本2-1

建 物 名【果樹研究所】
管理棟
図書会議室棟
研究棟
研修棟
耐病性育種実験室
人工気象室
圃場管理室
車庫
果実・花き品質解析棟
【花き研究所】
本館
管理棟
生理遺伝実験棟

3. 一般清掃 施設等清掃業務・共通仕様書のとおり（清掃箇所、面積及び回数は、施設等清掃業務内訳表並びに図面のとおり）。

4. 定期清掃 施設等清掃業務・共通仕様書のとおり（ワックス塗布を除く。清掃箇所、面積及び回数は、施設等清掃業務内訳表並びに図面のとおり）の他、以下を実施すること。

(1) 便所（果樹研究所）

① 以下の単位で、ポリッシャーで磁器タイルの洗浄を行い、汚れを落とした後水拭きして仕上げること

・管理棟1・2階 2ヶ月に1回

・その他 3ヶ月に1回

② 専用の薬品を使用し、尿石落としを行うこと（管理棟2ヶ月に1回、その他3ヶ月に1回）。

(2) 会議室（A・B）（花き研究所）

1ヶ月に1回、全面水拭きを行うこと。

5. その他 上記及び施設等清掃業務・共通仕様書の他、施設等清掃業務内訳表・図面等に別途記載がある場合は、当該記載事項についても実施すること。

施設等清掃業務・特記仕様書3

1. 研究所名等 畜産草地研究所
2. 業務場所 茨城県つくば市池の台2
建物名 管理棟
3. 一般清掃 当研究所においては、一般清掃は実施しない。
4. 定期清掃 施設等清掃業務・共通仕様書とおり（清掃箇所、面積及び回数は、施設等清掃業務内訳表並びに図面等）の他、以下の項目に従い実施すること。
 - (1) ワックス塗布（図面箇所①～⑩）
 - 1) ワックスをポリッシャーでかける。ただし、①図書室、⑤記録保存室、③企画管理部事務室については、剥離洗浄の上、ワックスを塗布する。
 - 2) カーペット床（④、⑧、⑨）については、真空掃除機で除塵し、洗剤を散布後クリーニングする。
 - (2) 階段手摺・アクリル板ガラス・2階踊り場壁面清掃（図面箇所⑪） 水及び専用洗剤を用い拭き上げする。
 - (3) 蛍光灯清掃（図面箇所⑧、⑨）
 - 1) 企画管理部長室 4カ所
 - 2) 秘書室 3カ所
 - 3) 所長室 6カ所
 - 4) 上蓋及び蛍光管を水及び専用洗剤も用い拭き上げする。
5. その他 上記及び施設等清掃業務・共通仕様書の他、施設等清掃業務内訳表・図面等に別途記載がある場合は、当該記載事項についても実施すること。

施設等清掃業務・特記仕様書4

1. 研究所名 動物衛生研究所
2. 業務場所 茨城県つくば市観音台3-1-5
- 建物名 研究本館
管理棟
研修棟
SPF動物実験施設
アイソトープ実験棟
小動物実験棟
病態生理実験施設（南棟）
製剤研究棟
動物管理棟
安全性研究施設
用具庫
渡り廊下
生体防御実験棟
安全性評価実験施設
動物衛生高度研究施設
3. 一般清掃 施設等清掃業務・共通仕様書のとおり（清掃箇所、面積及び回数は、施設等清掃業務内訳表並びに図面のとおり）。
4. 定期清掃 施設等清掃業務・共通仕様書のとおり（清掃箇所、面積及び回数は、施設等清掃業務内訳表並びに図面のとおり）窓ガラス清掃業務については、黄色の部分は外側窓のみ、赤色の部分は外側窓と内側窓の両方行う。
5. その他 上記及び施設等清掃業務・共通仕様書その他、施設等清掃業務内訳表・図面等に別途記載がある場合は、当該記載事項についても実施すること。

施設等清掃業務・特記仕様書 5

1. 研究所名等 農村工学研究所
2. 業務場所 茨城県つくば市観音台2-1-6【農村工学研究所】
茨城県つくば市観音台2-1-12【機構共用棟】

建 物 名【農村工学研究所】
研究本館
防災研究棟
農業施設研究棟
ダム実験棟
実験廃水管理棟
模型工作棟
水路工実験棟
地下水資源利用実験棟
水田観測実験棟
農村資源研究棟
水田水利実験棟
圃場管理棟
風洞造派水路実験棟
扇形水槽実験棟
農村減災技術研究センター（施設防災研究棟）
造構実験棟
三次元振動実験棟
基礎水象実験棟
頭首工第1実験棟
頭首工第2実験棟管理棟
【機構共用棟】
機構共用棟

3. 一般清掃 施設等清掃業務・共通仕様書のとおり（清掃箇所、面積及び回数は、施設等清掃業務内訳表並びに図面のとおり）。
4. 定期清掃 施設等清掃業務・共通仕様書のとおり（清掃箇所、面積及び回数は、清掃業務内訳表並びに図面のとおり）の他、以下を実施すること。
(1) カーペットクリーニング（年1回）
専用洗浄機を使用して洗剤の泡等で洗浄し、乾かして起毛・調整等を行うこと。
5. その他 上記及び施設等清掃業務・共通仕様書の他、施設等清掃業務内訳表・図面等に別途記載がある場合は、当該記載事項についても実施すること。

施設等清掃業務・特記仕様書 6

1. 研究所名等 食品総合研究所
2. 業務場所 茨城県つくば市観音台2-1-12
- 建 物 名 研究本館
管理棟
変換利用実験棟
食品物理機能実験棟
流通実験棟
食品技術開発実験棟
微生物代謝産物実験棟
放射線利用実験棟
環境化学物質食品安全実験棟
生物機能工学実験棟
バイオアッセイ実験棟
新機能食品開発実験棟
複合領域研究センター
化学機器分析センター
渡廊下
GMO実験棟管理棟
3. 一般清掃 仕様書（共通）のとおり（清掃箇所、面積及び回数は、清掃業務内訳表並びに図面のとおり）。
4. その他 上記及び仕様書（共通）の他、清掃業務内訳表・図面等に別途記載がある場合は、当該記載事項についても実施すること。

施設等清掃業務・特記仕様書 7

1. 研究所名等 農業生物資源研究所
2. 業務場所 茨城県つくば市観音台2-1-2【本部地区】
茨城県つくば市大わし1-2【大わし地区】
茨城県つくば市観音台3-1-3【農環研地区】
- 地区・建物名 【本部地区】
研究本館
第2本館
農林水産生物遺伝資源管理施設（GB1）
微生物・動物遺伝資源研究棟（GB2）
ゲノム解析センター（PGC）
渡り廊下1, 2
ゲノム情報センター（GIC）
植物ゲノム機能解析棟（PFG L）
構造生物学研究棟（SBB）
構造生物学研究棟附属施設（ANNEX）
遺伝資源保管施設（GB3）
高効率増殖施設（GH）
生物特殊実験棟
- 【大わし地区】
管理棟
接続棟
研究棟
生体防御機能解析実験棟
病原微生物実験棟
実験廃水処理棟
昆虫遺伝子機能解析実験棟
生物素材実験棟
昆虫生物学実験棟
カイコ先端技術実験棟
蚕種保護庫
環境調節飼育室
繭糸質検定室
育種素材実験棟
原蚕種製造蚕室
平座蚕室
屋外便所（A）
圃場管理棟
天敵飼育実験室
屋外便所（C）
生物間相互作用実験棟
第1圃場調査室
病害虫用温室
桑遺伝資源保存棟
昆虫行動解析室
昆虫機能共同実験棟
昆虫免疫実験棟
昆虫遺伝子機能解析実験棟（遺伝子組換え施設）
- 【農環研地区】
環境植物学実験棟
バイオブラントリサーチセンター（BPRC）
3. 一般清掃 仕様書（共通）のとおり（清掃箇所、面積及び回数は、清掃業務内訳表並びに図面のとおり）。
ただし、仕様書（共通）Ⅵ. 1.（2）については実施しない。

4. 定期清掃 仕様書（共通）のとおり（清掃箇所、面積及び回数は、清掃業務内訳表並びに図面のとおり）。
5. その他 上記及び仕様書（共通）の他、清掃業務内訳表・図面等に別途記載がある場合は、当該記載事項についても実施すること。

施設等清掃業務・特記仕様書 8

1. 研究所名等 農業環境技術研究所
2. 業務場所 茨城県つくば市観音台3-1-3
- 建 物 名 研究本館
病理昆虫標本館
インベントリー展示館
環境化学物質分析施設
R1実験棟
3. 一般清掃 仕様書（共通）のとおり（清掃箇所、面積及び回数は、清掃業務内訳表並びに図面のとおり）。
4. 定期清掃 仕様書（共通）のとおり（ガラス清掃除く。清掃箇所、面積及び回数は、清掃業務内訳表並びに図面のとおり）。なお、廊下(1~5階)の年2回の定期清掃（カーペットクリーニング）については、以下の方法で清掃すること。
- ① 作業箇所の什器備品を移動する。
 - ② 自在箒、フロアダスター、真空掃除機等で塵芥を除去する。
 - ③ シミがある場合は作業前に取り除き、特に汚れの多い箇所には前処理剤を噴霧し、汚れが分解しやすいように処理する。
 - ④ 洗浄方法は、汚れ・繊維素材等にあわせて、エクストラクター方式やシャンブークリーニング方式等のクリーニング技法で、適正な洗剤を用い洗浄し、洗浄污水を回収する。
 - ⑤ 必要に応じて、パイルを起毛し乾燥させる。
 - ⑥ 乾燥状態を確認し、什器備品を戻す。
5. その他 上記及び仕様書（共通）の他、清掃業務内訳表・図面等に別途記載がある場合は、当該記載事項についても実施すること。

施設等清掃業務・特記仕様書 9

1. 研究所名等 国際農林水産業研究センター
2. 業務場所 茨城県つくば市大わし1-1【大わし地区1】
茨城県つくば市大わし1-2【大わし地区2】
茨城県つくば市八幡台2【八幡台地区】
- 地区・建物名 【大わし地区1】
隔離温室
海外実験棟
国際研究本館
海外生物工学実験棟
【大わし地区2】
第1実験棟
第2実験棟
車庫
国際農林水産業図書館
共同研究棟
【八幡台地区】
圃場管理室
農機具庫・収穫物調査室
3. 一般清掃 仕様書（共通）のとおり（清掃箇所、面積及び回数は、清掃業務内訳表並びに図面のとおり）。
4. 定期清掃 仕様書（共通）のとおり（清掃箇所、面積及び回数は、清掃業務内訳表並びに図面のとおり）の他、以下を実施すること。
(1) バルコニー清掃（年1回）
自在箒等で塵芥を除去した後、高圧洗浄機で床等の汚れ（鳥の糞・苔等）を除去し、側溝に溜まった鉄屑等を除去すること。
(2) 繊維床清掃（年1回）
真空掃除機で除塵した後、専用洗浄機を使用して洗剤の泡等で洗浄し、乾かして起毛・調整等を行うこと。
(3) 網戸清掃（年1回）
網面の汚れを除去し、タオルで拭き取り、網周りのサッシをタオルで拭き取ること。
5. その他 上記及び仕様書（共通）の他、清掃業務内訳表・図面等に別途記載がある場合は、当該記載事項についても実施すること。

施設等清掃業務・特記仕様書 10

1. 研究所名等 種苗管理センター
2. 業務場所 茨城県つくば市藤本2-2
建物名 研究本館
実験棟・特殊実験棟
総合種苗保管・検査棟
3. 一般清掃 施設等清掃業務・共通仕様書のとおり（清掃箇所、面積及び回数は、施設等清掃業務内訳表並びに図面のとおり）。
4. その他 上記及び施設等清掃業務・共通仕様書その他、施設等清掃業務内訳表・図面等に別途記載がある場合は、当該記載事項についても実施すること。